

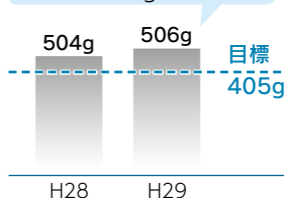
環境通信

問い合わせ先 環境衛生課(合志庁舎) ☎248-1202

燃やすごみの量を減らしましょう

1人1日当たりの燃やすごみの量(4月～6月)

昨年度より2g増えました



4月～6月までの1人1日当たりの燃やすごみの量は、昨年度同時期と比べて2g増加しました。地震の影響でごみの排出量が増えています。いつもより注意して、ごみを分別しましょう。

適正処理困難物の処理は購入店や処理業者に依頼を

車の部品やがれきなど、処理工場で処分できないごみがあります。これらは適正処理困難物といい、ごみステーションに出すことも、東部清掃工場や環境美化センターに持ち込むこともできません。処分の際は、購入したお店に引き取ってもらうか、廃棄物処理業者に処理を依頼する必要があります。

●適正処理困難物の一例
車の部品(バッテリーなど)

- 石・砂・土
- 家屋解体による廃材・瓦・ブロック・タイルなど
- 塗料缶・オイルの入っていた空き缶など
- 未使用の花火、プロパンガス用のガスボンベ(大きさは関係ありません)

「音」への気配り忘れずに

日常生活で生じる音が近隣トラブルの原因になっていきます。同じ音であっても、全くと感じられない人もいれば不快に感じる人もいます。一人一人の気遣いでトラブルを防ぎましょう。

●音はひかえめに
ドアや窓の開け閉めにはちよつとした配慮を。大声での長話も控えましょう。

●深夜、早朝は特に注意
深夜や早朝など静かな時間帯には音がよく響きます。このような時間帯の活動には一層の気配りが必要です。

●ペットの鳴き声
ペットの習性を知り、しつけをしつかり行なうことが重要です。しつけがうまくできないなど、ペットの困りごとは最寄りの動物病院までご相談ください。

きれいな川づくり 河川清掃活動

7月23日、市民や企業、市職員などの有志約300人が塩浸川と上生川の清掃を行いました。

これは、「くまもと・みんなの川と海づくりデー」に伴う県下一斉清掃活動として毎年行なっているものです。

梅雨明けのさわやかな青空の下、参加者は早朝から草刈りやごみ拾いに汗を流し、雑草と軽トラ1台分のごみを集めました。きれいな川を維持するため、これからも取り組みを続けます。



上生川での清掃

第31回動物愛護祭り

動物愛護祭りでは、動物の愛護と適正な飼養についての関心と理解を深めるために、さまざまなイベントを行なっています。

●とき 9月17日(日)
午前9時～午後2時

●ところ

農業公園カントリーパーク
●内容 動物慰霊祭、盲導犬の活動内容の紹介、長老犬表彰、動物用品販売、警察犬の模範演技、動物ものまね芸芸大会、高校生動物愛護主張、動物愛護図画展示、譲渡会、災害時の犬との同行避難講習、犬しつけ相談、迷子札作成体験、O×クイズ、音楽でつながる「人と動物のふれあい」など

●問い合わせ先

菊池保健所 衛生環境課
☎0968(25)4135



秋の狂犬病予防 集合注射

狂犬病予防法により、飼犬は登録と年1回の狂犬病予防注射が義務付けられています。

9月下旬に通知はがきを送付しますので、持参のうえ注射会場にお越しください。なお、今回の対象は、本年度に予防注射をしていない犬に限りです。また、5月に市が実施した

注射、または動物病院での注射が済んでいる犬は、受ける必要はありません。犬の登録をしていない場合は、注射会場でも受け付けます。

なお、犬が死亡している、または人に譲り渡している場合はご連絡ください。

●問い合わせ先

環境衛生課(合志庁舎)
☎(248)1202

料金

- 注射料 2,600円
- 注射済票 500円
- 登録料 3,000円 (すでに登録している犬は不要)

●犬の登録・狂犬病予防集合注射会場

とき	ところ
午前 9時～ 9時40分	須屋市民センター 黒石市民センター
午前10時～10時40分	西合志庁舎(正面玄関前) 泉ヶ丘市民センター
午前11時～11時30分	市商工会 支所 外園地区構造改善センター
午前11時40分～正午	合生文化会館 みどり館 西側駐車場



人権教育シリーズ 33

市では人権教育の推進のため、さまざまな活動や啓発に取り組んでいます。ここでは、取り組みの内容や情報を定期的にお知らせしていきます。

市の職員は、職務上市民の皆さんの人権に深く関わる機会が多いため、全ての部署で人権問題に関する取り組みを進めていく必要があります。職員一人ひとりが豊かな人権感覚を身につけ、職務を遂行することが大切です。

本市では合志市人権教育・啓発基本計画に基づき、これまで全職員を対象とした人権教育研修の実施、市や県などが実施する人権教育研究大会や人権フェスティバルなどに参加し、職員の人権意識の向上に努めています。また、基本計画では女性の人権についても明記し、男女共同参画社会の実現を目指してさまざまな取り組みをしています。

「男女共同参画社会」というと堅いイメージがあるかもしれませんが、「全ての人のとつ

て生きやすい、働きやすい社会」のことで、「参画」とは、単に「参加」というだけではなく、家庭や職場、地域、学校など日常生活の中で、男女の性別にかかわらず個性と能力を十分に発揮してお互いに喜びや責任感を分かち合うことをいいます。

本年3月、「男女がともに支えあい、活躍し、輝く合志」をスローガンに「第3次合志市男女共同参画推進行動計画(パートナーシッププラン・こうしゅ)」を策定し、概要版を各世帯に配布しています。

計画策定のため、平成27年9月に市民意識調査を行ないました。5年前の調査に比べ、全体的にポイントが増加していますが、女性が外で働くことについて尋ねた設問では、「子どもができて、ずつ

と職業を持ち続けるほうがよい」という職業継続型の回答が35・8%(国47・5%、県44・6%)。「子どもができたらずやめ、大きくなったら再び職業を持つほうがよい」という中断・再就職型の回答が46・1%(国30・8%、県34・0%)となっており、女性が出産後も仕事を継続していくことが当然という意識が高まっている中、国・県の調査内容よりも低くなっています。

男女ともに活躍できる環境を整えていくことも大事ですが、意識啓発を行なうことも重要です。大人への啓発だけでなく、これからの社会を担う子どもたちにも男女共同参画教育が必要です。家庭や職場で男女共同参画社会について話してみたいかがでしょうか。